四十三　第二―二章第九規則7.4.4中、.2及び.3の「不燃性」を「鋼又はこれと同等の」に改める。（平成二十二年七月一日効力発生）

四十四　第二―二章第九規則7.4.4中、.3.1の冒頭に、「7.4.4.3.2に従うことを条件として」を加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

四十五　第二―二章第九規則7.4.4中、3.1の次に3.2として次のように加え、その後の番号をそれぞれ繰り下げる。（平成二十二年七月一日効力発生）

3.2　二千十年七月一日以後に建造された船舶においては、ダクトは、耐熱の不燃性材料で造るものとし、当該ダクトの内外面に炎の広がりが遅い特性を有する上張りであつて、それぞれの場合に使用される厚さの発熱量が一平方メートル当たり四十五メガジュールを超えない値を有するものを施し得ること。

四十六　第二―二章第九規則7.5.1.1を7.5.1.1とし、新たな7.5.1.1の次に7.5.1.2として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

7.5.1.2　開放された甲板に設置された調理設備のためのレンジからの排気用のダクトは、居住区域又は可燃性物質のある場所を通るときは、7.5.1.1の規定を遵守するものとする。

四十七　第二―二章第九規則7.5.2.1中、.2の末尾に「及びこれに加えてダクトの上方の防火ダンパー」を加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

四十八　第二―二章第九規則7.5.2.1の次に7.6として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

7.6　三十六人以上の旅客を運送する船舶における主洗濯室のための通風装置

主洗濯室からの排気用のダクトには、次のものを備える。

.1　清掃のため容易に取り外すことができるこし器

.2　ダクトの下方末端の防火ダンパーであつて自動かつ遠隔で操作されるもの

.3　区域内における排気用送風機及び給気用送風機の停止並びに7.6.2に規定する防火ダンパーの操作のための遠隔操作装置

.4　検査及び清掃のために適当な場所に設けられたハッチ

四十九　第二―二章第十規則2.4.1.2.中、.2の「第Ⅱ―一章第二十一規則」を「第二―一章第三十五―一規則」に改める。（平成二十一年一月一日効力発生）

五十　第二―二章第十規則4.1.4の次に4.1.5として次のように加える。（平成二十二年一月一日効力発生）

4.1.5　二千十年一月一日後の最初に予定される入渠までに、二千二年七月一日前に建造された船舶における機関区域及び貨物ポンプ室の保護のための固定式炭酸ガス消火装置は、火災安全設備コード第五章2.2.2の規定に適合するものとする。

五十一　第二―二章第十規則6.1の表題を次のように改める。（平成二十年七月一日効力発生）

6.1　旅客船のスプリンクラ及び水噴霧装置

五十二　第二―二章第十規則6.1.2の次に6.1.3として次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

6.1.3　この章の第五規則3.4の規定が適用される旅客船におけるキャビン・バルコニーには、当該キャビン・バルコニーにおける家具及び備品が第三規則40.1から40.3まで、40.6及び40.7に規定するものでない場合においては、火災安全設備コードの規定に適合する固定式加圧水噴霧消火装置を備える。

五十三　第二―二章第十規則6.4中、「深油鍋調理器具」を「閉囲場所又は開放された甲板に設置された深油鍋調理器具」に改める。（平成二十二年七月一日効力発生）

五十四　第二―二章第十規則10.2.5の次に10.2.6として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

10.2.6　三十六人を超える旅客を運送する旅客船であつて二千十年七月一日以後に建造されたものは、異物が混入することなく空気シリンダーを完全に再充塡するための手段を適当な場所に備えるものとする。再充塡するための手段は、次のいずれかとする。

.1　主配電盤及び非常配電盤から給電され、又は独立動力により駆動される空気圧縮機であつて、要求される呼吸具ごとに一分間当たり六十リットルの最小容量を有し、一分間当たり四百二十リットルを超えない容量を有するもの

.2　船舶内で使用される呼吸具を再充塡するために適当な圧力を有する独立した高圧貯蔵装置であつて、要求される呼吸具ごとに少なくとも千二百リットル以上で五万リットルを超えない空気の容量を有するもの

五十五　第二―二章第十三規則3.2.3の第三文中、「公室」を削り、第三文の次に次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

公室は、劇場の楽屋を除くほか、階段囲壁への直接の出入口を有することができる。

五十六　第二―二章第十三規則3.2.5.2の次に、3.2.5.3として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

3.2.5.3　3.2.5.1の規定によつて要求される脱出経路照明装置に代えて、代替の避難誘導装置については、国際海事機関が作成する指針に基づき主管庁が承認した場合には、認めることができる。

五十七　第二―二章第十九規則4中、「第Ⅶ章第2規則に定義される」を削る。（平成二十二年一月一日効力発生）